

貯金払戻（解約）

・臨時積立等 スケジュール

- 解約金は、2月25日、3月30日に送金します。
- 所属所における提出期限は、共済事務担当課へお問い合わせください。
- 預入限度額の超過の確認が必要となるため、毎月18日までに当組合へ着金するよう振込み、19日以降は振り込まないようお願いします。

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

: 「貯金払戻（解約）請求書」共済提出期限
 : 各申込書共済提出期限

: 払戻送金日
 : 臨時積立振込期限

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係 ☎028-615-7805

共済だより 第338号 令和4年1月発行

発行／栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <http://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。